

【返戻金制度】

第 1 項

採用者が入職日以後、次に記載する期間内に退職した場合、乙は第 2 条に基づき支払われた紹介料金の全部または一部を、下記のとおり、甲に返還するものとする。

但し、①甲の都合による解雇、甲の責に帰すべき事由による雇用契約の終了、採用者の死亡、天災事変等の不測の事態、その他乙の免責が相当と認められる事由の場合、②短期雇用契約に基づく求職者の採用の場合はこの限りでない。尚、紹介料金の返還は、採用者の退職日から 1 ヶ月以内に甲が乙に書面により報告し、退職に関する事実関係(退職理由を含む)を甲及び乙が確認できたものに限る。

(1)	入職日以後 1 ヶ月未満で退職した場合	100%
(2)	入職日以後 1 ヶ月以上 2 ヶ月未満で退職した場合	80%
(3)	入職日以後 2 ヶ月以上 3 ヶ月以内で退職した場合	50%
(4)	入職日以後 3 ヶ月超 12 ヶ月未満で退職した場合	5%

第 2 項

前項における入職日から退職日までの紹介料金の返還に関する計算期間(以下「計算期間」という)の計算方法は、

以下のとおり入職日を初日として算入して計算する。

- (1) 入職日が暦日の各月 1 日で、入職日と同じ月の末日をもって退職した場合、計算期間は 1 ヶ月とする。
- (2) 入職日が各月 1 日以外の場合、入職日の属する月の翌月の入職日同日の前日をもって退職した場合、計算期間は 1 ヶ月とする。
- (3) 1 月 29 日から 1 月 31 日までの入職日で、2 月末日をもって退職した場合、計算期間は 1 ヶ月とする。